

事務連絡
令和3年12月21日

住宅生産関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

家庭用給湯器の供給遅延への対応について

平素より、住宅行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、ハーネスを構成するコネクター等の部素材の調達難により、家庭用給湯器の需要に対し供給が遅延している事態が生じていると認識しています。

今後、年度末に向け、新築住宅の引き渡しが増加し、家庭用給湯器の需要が増加することが見込まれます。

このため、国土交通省住宅局住宅生産課では、別添の通り、経済産業省関係部局とともに、家庭用給湯器関係団体に対して、安定供給に万全を期すよう要請を行ったところですが、貴団体傘下の会員においても、住宅の建築主や購入者（以下「建築主等」という。）への影響を極力少なくするよう、下記の対応をお願いいたします。

なお、当課においても、経済産業省関係部局と連携して引き続き情報収集を行うとともに、貴団体との情報共有を図って参りますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 家庭用給湯器の供給遅延により、既に着工している物件で工期に影響が生じる可能性がある場合等は、できるだけ早期に建築主等に対し状況及び今後の見通しを説明すること。
2. 不急な発注や在庫の確保を控える、不要となった発注を取り消すなど、家庭用給湯器の需給状況の改善に向けて取り組むこと。
3. 家庭用給湯器の供給の見通し等について、供給元となる事業者からの情報収集に努めるとともに、住宅供給への影響も含め、国土交通省における情報収集に協力すること。
4. 現時点では供給遅延等が顕在化していない、家庭用給湯器以外の住宅用の資材

や設備についても、供給元となる事業者と密に情報共有を図り、供給の見通し等について把握に努めること。住宅用の資材や設備の供給について、住宅供給に大きく影響する遅延など今後の見通し等に懸念がある場合は、速やかに国土交通省に情報提供すること。

【連絡先】

国土交通省住宅局住宅生産課（電話：03-5253-8510）

(別添)

事務連絡

令和3年12月10日

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
一般社団法人 日本冷凍空調工業会

経済産業省製造産業局生活製品課
経済産業省商務情報政策局情報産業課
国土交通省住宅局住宅生産課

家庭用給湯器の供給遅延への対応について

平素より住宅設備機器の安定供給に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、ハーネスを構成するコネクタ等の部素材の調達難により、家庭用給湯器の需要に対し供給が遅延している事態が生じていると認識しています。

家庭用給湯器は、暖房器具と同様に国民の生活に不可欠な機器であり、その安定供給が求められています。特に、冬期は需要が高まる時期であるとともに、年度末に向け新築住宅の竣工数が大幅に増加していくことから、その供給に支障をきたさないことが強く求められます。

政府として、家庭用給湯器の利用者への対応と安定供給に万全を期していただきたく、貴会傘下の会員に対して以下の対応をお願いします。

1. 利用者への影響を最小限とするべく、故障時の修理対応に万全を期すとともに、仮付けの給湯器の設置など適切な対応を行うこと。
2. 給湯器の供給遅延の早期解消に向けて、取引関係のある部素材供給事業者に加えて、これまで取引関係のない事業者からの調達も検討すること。
3. 海外向け給湯器の国内への振替を検討すること。
4. 今般の新型コロナウイルス感染症により、サプライチェーンの正常な稼働に支障をきたしたことを踏まえ、多面的なリスク対応を通じてのサプライチェーンの多元化・強靱化を進めること。
5. 経済産業省における給湯器の需給情報等の情報収集に協力すること。

なお、経済産業省においても、部素材調達におけるボトルネックの把握とその

解消に向けた取組や代替調達先の紹介など、必要な対応を図っていくこととしますので、御協力よろしく申し上げます。

【連絡先】

経済産業省製造産業局生活製品課（電話：03-3501-9255）

経済産業省商務情報政策局情報産業課（電話：03-3501-6944）

国土交通省住宅局住宅生産課（電話：03-5253-8111）